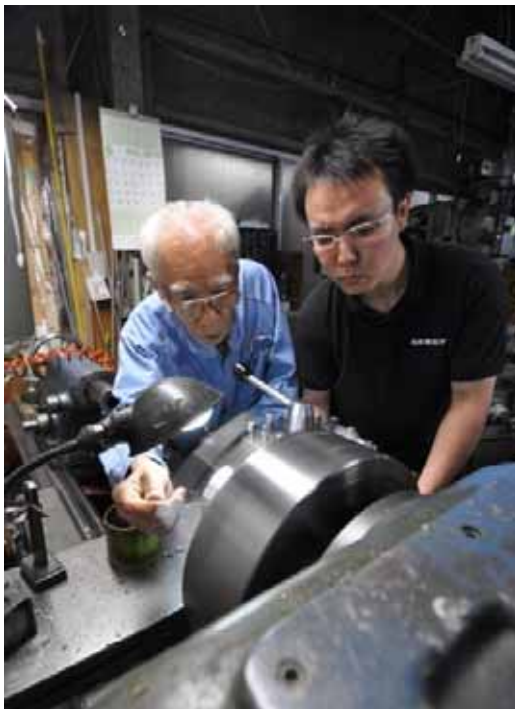


# 行革プログラム

～ 不断の改革から、未来に向けて ～



第七次行財政改革大綱  
八王子市  
平成 23 年 3 月



# 輝く未来に向けて

八王子市長 黒須隆一

私が平成 12 年 1 月に八王子市政運営の最高責任者として、その重責を担って以来、早くも 12 回目となる春を迎えました。この間、「元気なまち八王子」の実現に向け、国が定めた既存の制度や前例にとらわれることなく、常にチャレンジ精神の信念をもって市民の皆様とともに財政再建と行財政改革に取り組んでまいりました。

決して平坦な道のりではありませんでしたが、市民生活を第一に考えた施策を次々と実現できたことは、「市民の目線に立った行政運営」、「市民との協働のまちづくり」を基本理念とする市政運営に多くの市民の皆様がご理解くださり、支えてくださったことによるものと感謝しております。

構造改革特区第一弾の認定を受けて設置した「高尾山学園」は、不登校の児童・生徒の居場所をつくとともに、公立小中学校における小中一貫教育のあり方に一石を投じました。また、当時の法律では効果的な規制が困難であった道路上の捨て看板に対して、本市独自の「八王子市捨て看板防止条例」の設置による取締りを強化した取り組みは、その後、国をも動かし法改正へとつながっています。更に、50 万人以上の都市としては全国で初めて行なった「ごみの有料化」は、町会・自治会はもとより、市民の皆様の積極的なご協力により、ごみの総量を大幅に減量し、清掃工場の 1 つを稼働停止できるまでの成果を上げています。

一方、これらの取り組みに合わせ、平成 22 年度までを取り組み期間とした第六次行財政改革においては、「事業仕分けの手法による総事業再点検」を前面に掲げ、一つひとつの事業について丁寧な見直し作業を進めてまいりました。このような市民のご意見に真摯に耳を傾け、地に足を付けた着実な取り組みによって、常に時代の先を見据えた市政運営を推進してきたと自負しております。また、毎年 of 市政世論調査において 90% もの市民の方が本市に住み続けたいと評価する大変喜ばしい結果につながっています。

しかしながら、行財政改革に終わりはありません。現状に満足することなく不断の改革を積み重ねることが、市政に携わる者の最大の責務であると考え、これまでの行財政改革の取り組みを礎に、現在を見る目に加え、将来に向ける目をもって策定した第七次行財政改革大綱をここにお示しし、「元気なまち八王子」のさらなる進化をめざして邁進する所存であります。

## も く じ

1	これまでの取り組みと成果	・・・	1
2	答申に示された改革の方向性	・・・	2
3	第七次行財政改革の役割と目標	・・・	2
4	改革を推進する3つの柱と用いる視点	・・・	3
	(1)「市民力」「資産」「組織」の3つの柱		
	(2)現在と未来をつなぐ時間軸の視点		
	(3)第七次行財政改革のイメージ		
5	数値目標	・・・	5
6	個別取り組み	・・・	6
	(1)掲載にあたっての着眼点		
	(2)個票		
附属資料			
	行財政改革推進審議会答申	・・・	25

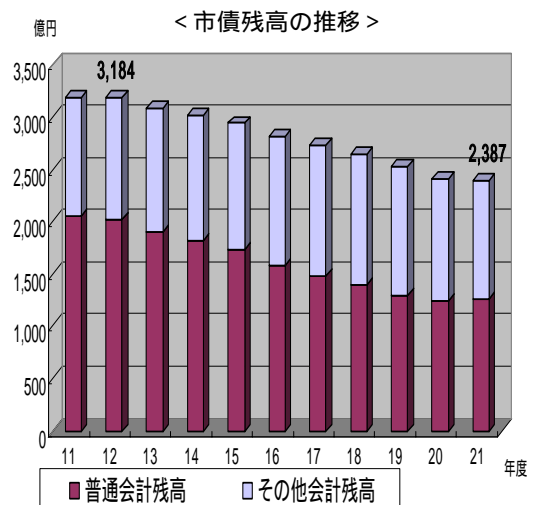
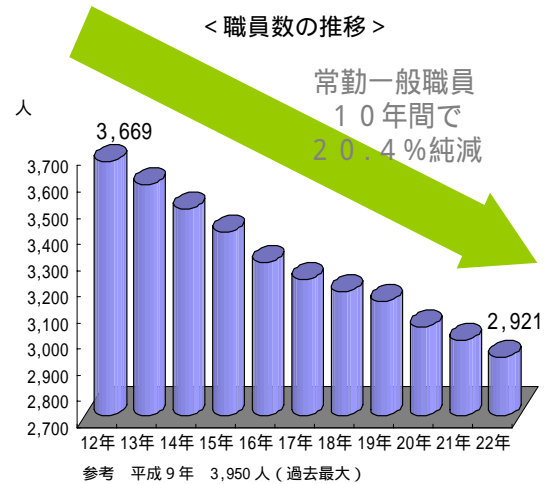
# 1 これまでの取り組みと成果

本市では、昭和 60 年の行財政改革推進本部の設置から今日に至るまで行財政改革を不断の取り組みとして実施し、時代の変化に適應した行政運営の実現に努めてきました。この間、単に事業や経費の削減をめざすのではなく、それまでの手法やしきみを変えることによって質の高い市民サービスの提供と効果・効率的な行政運営を両立する「しきみ改革」に取り組んできたところです。特に、平成 15 年以降は、本市の基本構想・基本計画である「ゆめおりプラン」を実現するため、行財政改革の目的を「財政基盤づくり」と「しきみづくり」として明確に掲げ、この「しきみ改革」の取り組みを強化してきました。

そして、平成 20 年度から 22 年度までを計画期間とした第六次行財政改革では、「成熟社会にふさわしい『自律協働型地域社会』の確立」を目標として掲げ、大きな経済成長が見込めず、本格的な少子高齢社会が進展する中であっても、市民が安心して暮らすことができる持続可能な地域社会の形成をめざし、具体的な数値目標を掲げて改革を推進してきたところです。

その結果、市民生活における安全・安心の確保や子育て支援など、時代に合った施策の充実を図る一方で、平成 22 年度当初における職員数は、過去最大であった平成 9 年度の 3,950 人と比較すると、約 1,000 人少ない 2,921 人へと、また、市債残高についても過去最大であった平成 12 年度の 3,200 億円から 2,300 億円台にまで縮減するなど、財政基盤の安定化を図ってきました。

しかし、長引く景気の低迷や地域における人と人とのつながりの希薄化など、社会不安は一層増しています。また、その一方で、市民自身が主体となってより良い地域社会へ変えていこうとする動きも現れています。こうした状況の中、地域の特色を活かした質の高い行政運営を維持していくためには、引き続き行財政改革に取り組む必要があります。



## 2 答申に示された改革の方向性

第七次行財政改革を進めるに当たっての基本方針等を公募市民や学識経験者で構成する八王子市行財政改革推進審議会に諮問し、昨年8月、十分な審議を経て答申をいただきました。

この答申は、市民生活を取り巻く様々な環境変化を踏まえ、更なる効果・効率的な行政運営の実現と、市民が生き生きと安心して暮らすことができる地域社会の構築に向けた視点から提言がなされています。具体的には、縦割り行政を排した複数の行政目的を同時に実現する複合的な事業実施や、市民の経験や能力を地域社会に活かすことができる自助や共助の領域を見直す自治への転換、時代にふさわしい適正なサービスと適正な負担の実現など、市政運営の基本的な方向性にも関わる考えが示されています。

そして、市民との協働を基本姿勢の1つとした本市のこれまでの取り組みを高く評価した上で、今後の取り組みに当たっては、個別事業を対象とした見直し計画を策定するだけでなく、市政運営の基本方針である基本構想・基本計画にも改革の視点を反映させ、対応していくことが有効であるとしています。

この答申では、自治のあり方そのものについて考え、市民と行政とが互いに備え持つ力を一層発揮させて改革に臨むことが今後の方向性として示されています。

## 3 第七次行財政改革の役割と目標

現行の基本構想・基本計画である「ゆめおりプラン」は、平成24年度をもって計画期間を満了し、次期基本構想・基本計画に引き継がれます。そのため、平成23年度から25年度までを計画期間とする第七次行財政改革は、「ゆめおりプラン」の実現に向けた「しくみ改革」の集大成となるものであると同時に、次期基本構想・基本計画のスタートに当たっての基盤づくりとなるものでもあります。また、答申で示された改革の方向性に従って、この改革が、効果・効率的な行政組織のあり方はもちろんのこと、地方自治のあり方そのものを原点に立ち返って見つめ直す必要があります。

本計画は、これらの役割を踏まえ、次世代に多大な負担を背負わせることなく、一人ひとりの市民が社会を構成する一員としての生きがいを感じて暮らすことができるよう、「**持続可能な『自律・協働型地域社会』の確立**」を目標とします。

## 4 改革を推進する3つの柱と用いる視点

### (1) 「市民力」「資産」「組織」の3つの柱

第六次行財政改革は、

「市民力：民の力を十分に活かす行政の実現」

「資産：資産を効果・効率的に活かす行政の実現」

「組織：自律性の高い組織運営の確立」

を改革の柱に掲げ、「自律・協働型地域社会」の形成に向けた「基盤固め」としての取り組みを着実に進めてきました。この3つの柱を中心とした取り組みは、市民と行政との役割分担も含めた今後の地域社会の形作りを促進するものであり、継続的な取り組みが必要となっています。

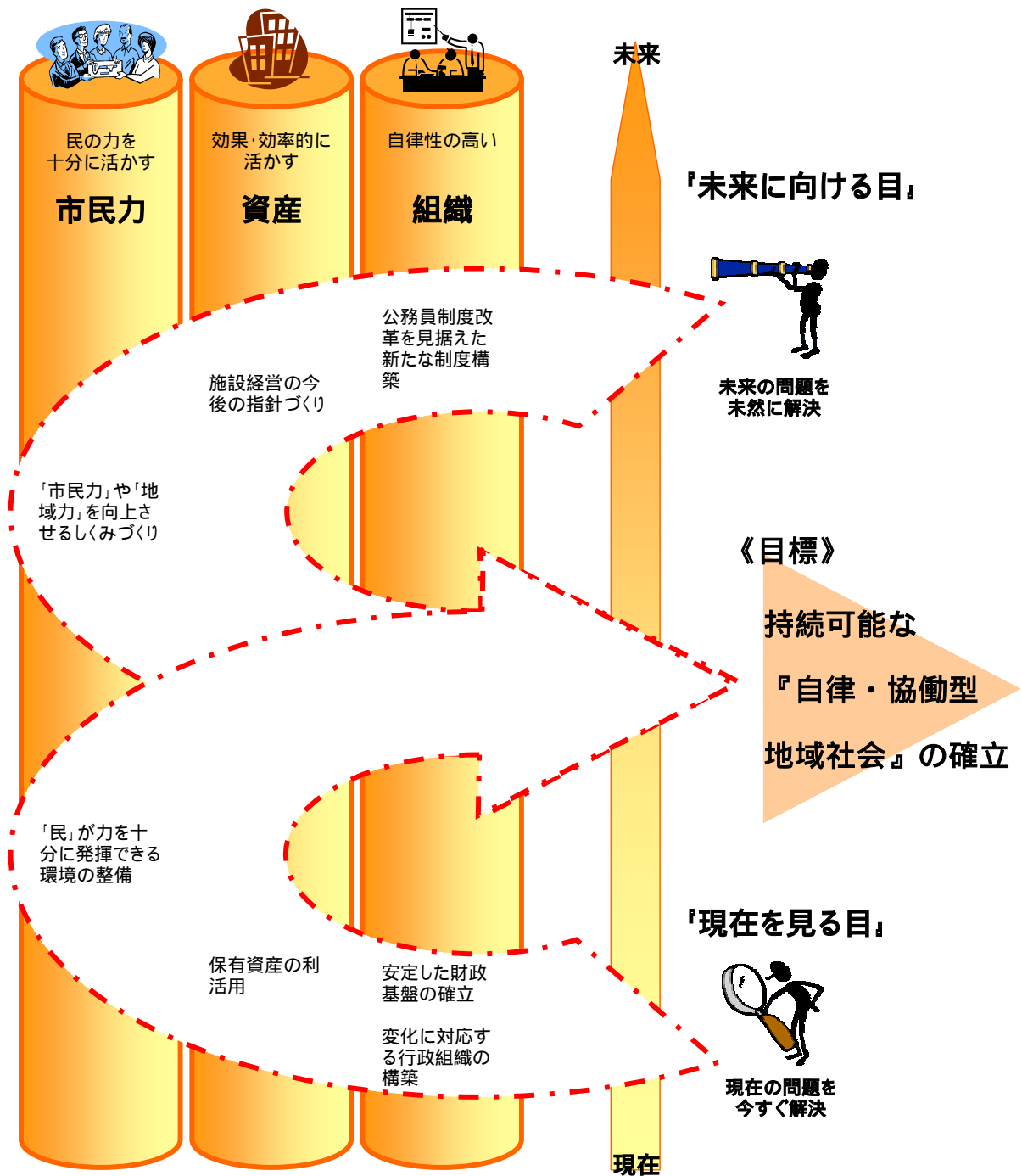
### (2) 現在と未来をつなぐ時間軸の視点

本計画の目標として掲げた「持続可能」とは、健全な市政運営を将来に渡って継続することであって、現在の市民と将来の市民のどちらかに偏ることなく両者の満足度を高めることができるバランスの取れた市政運営をつなげていくことにあります。

その実現にあたっては、現在の課題を次世代に残さないようにする必要があることから、すぐに解決するための「現在を見る目」に加え、将来の問題発生を予見し未然に防ぐための「未来に向ける目」を併せ持ち、改革を進めていくことが必要です。そして、それらの取り組みが、市が進める大きな方向性に、どのような影響をもたらすのかということを常に考慮し、改革を進めていかなければなりません。

第七次行財政改革は、こうした現在と未来をつなぐ時間軸の視点を意識して取り組んでいきます。

### (3) 第七次行財政改革のイメージ





## 5 数値目標

### (1) 常勤一般職員数

	23年度	26年度	増減
	2,887人	2,750人	137人
(指標：常勤一般職員一人あたりの市民数)	201.9人	213.4人	

### (2) 総人件費

	23年度予算	25年度	増減
	286億円	283億円	3億円

### (定員管理計画)

(各年4月1日現在、単位：人)

	23年	24年	25年	26年 《目標値》
<b>常勤一般職員</b>	2,887	2,816	2,777	2,750
退職者等の数		138	140	133
定年退職者数		110	120	113
その他の退職者等の数		28	20	20
採用者等の数		67	101	106
対前年増減		71	39	27
新たな行政需要への対応等		41	44	42
事務事業の見直し等		54	15	22
民間活力の導入		19	35	13
多様な雇用形態の職員の活用		39	33	34
<b>任期付職員</b>	26	27	30	36
<b>任期付短時間勤務職員</b>	44	59	74	89
<b>再任用短時間勤務職員</b>	252	309	366	463
<b>嘱託員</b>	495	526	540	491

## 6 個別取り組み

### (1) 掲載にあたっての着眼点

本計画では、「市民力」「資産」「組織」の3つの柱と「現在と未来をつなぐ時間軸の視点」による改革を推進するために、具体的な着眼点をもって個別取組を掲げています。

#### 市民と行政の関係性に関わる取組

- 【 役 割 】 市民や民間が持つ力を行政運営に活かせる可能性があるもの  
地域の実情に合うよう、地域に任せたいものが良いもの
- 【 市 民 主 体 】 市民活動の喚起につながるもの  
支援方法の転換で市民の主体性が発揮されるもの
- 【 つ な が り 】 市民同士の交流や支え合いの促進となるもの
- 【 受 益 と 負 担 】 適正なサービスと適正な負担のあり方を検証すべきもの

#### 行政内部の効果・効率性に関わる取組

- 【 事 業 選 択 】 施策の目的や目標を再確認し、事業の妥当性を検証すべきもの
- 【 体 制 と 手 法 】 より効率性を求め、執行体制の整理ができるもの  
視野を広め、効果的手法を探究する余地があるもの
- 【 指 摘 事 項 】 外部監査、外部評価の指摘事項への対応となるもの

これらの点を踏まえ、各所管課が自ら課題意識を持ち、それぞれ取り組むこととした35項目を抽出・選定しました。本計画の目標である「持続可能な『自律・協働型地域社会』の確立」に向け、関係所管の連携・協力を深め、取組を進めてまいります。

## (2) 個票 『市民力』

<b>取組番号</b>	<b>取組項目名</b>	<b>新規</b>	<b>継続</b>
1	多様な情報発信手段の研究		
<b>代表部署</b>	<b>関連部署</b>	<b>進捗状況</b>	
総合政策部広聴広報室（広報）		23	24 25
<b>1 現状及び課題</b>	<b>2 達成目標</b>	<b>3 取組内容</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度に広報紙を新聞折込から各戸配布へ変更した。</li> <li>広報紙以外の媒体の有効活用とタイムリーな情報提供が求められている。</li> <li>さらなる市民参加を促進する情報発信が今後必要不可欠である。</li> </ul>	市民参加を促進する効果・効率的な情報発信手法を確立する。	映像やインターネット等のさらなる活用を図るとともに、経費面も含め、効果的かつ効率的な広報活動を展開する。	
<b>4 目標達成に向けた取組計画</b>			
年度取組	取組内容と成果		
23	情報取得手段と広報紙活用度の調査 広報紙とホームページ（PC・モバイル）の連携対象の検討 メール配信サービスでの提供情報の検討 広報映像の事務所への展開 「くらしの便利帳」を官民協働方式により全面改訂		
24	広報紙とホームページ（PC・モバイル）の連携試行 メール配信サービスの試行開始 広報映像の公共機関への展開		
25	FM放送への情報提供開始 メール配信サービスの拡充 広報紙とホームページ（PC・モバイル）の連携強化 情報取得手段と広報効果の調査（費用対効果の検証） 「くらしの便利帳」改訂にあたり、全額広告収入で発行		

<b>取組番号</b>	<b>取組項目名</b>	<b>新規</b>	<b>継続</b>
2	施策の目標を達成するための担い手の検証		
<b>代表部署</b>	<b>関連部署</b>	<b>進捗状況</b>	
行政経営部経営監理室	総合政策部政策審議室	23	24 25
<b>1 現状及び課題</b>	<b>2 達成目標</b>	<b>3 取組内容</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済環境の変化と多様な市民ニーズによって公共サービスの範囲が肥大化している。</li> <li>外部評価等において、事業単位での担い手の視点も含めた事業検証（事業仕分け）を実施している。</li> </ul>	施策の目標を達成するために、行政の役割を明確にする。	施策目標を達成するために行政と市民がどのように関わっていけるかを、市民も含めて議論し、施策実現に向けたそれぞれの役割分担を検証する。	
<b>4 目標達成に向けた取組計画</b>			
年度取組	取組内容と成果		
23	新基本構想・基本計画案策定のための市民会議で議論 市民会議の議論を踏まえて施策の展開における担い手の検証		
24	引き続き施策の展開における担い手の検証		
25	新基本構想・基本計画に反映		

取組番号 取組項目名

3 アウトソーシング・雇用ポートフォリオの推進

新規	継続
----	----

代表部署

行政経営部経営監視室

関連部署

総務部職員課

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 効果・効率的な執行体制が求められている。
- ・ 経験豊富な職員の定年時期が集中している。
- ・ 定年延長に向けた制度見直しが必要である。

2 達成目標

民間活力及び多様な雇用形態の職員を活用し、効果・効率的な執行体制を実現する。

3 取組内容

民間事業者の専門性や多様な人材の多様な働き方を組み合わせたバランスの取れた事業の執行体制を構築する。また、定年延長制度を構築するとともに再任用制度をはじめとした各種制度の再構築を行う。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	現在民間活力を活用している業務の分析・拡充に向けての検証 新たに民間活力の活用が可能な業務・施設の検証 定年延長に係る情報収集 再任用職員・嘱託員等の適正配置	
24	新たに民間活力の活用が可能な業務・施設の検証・導入 定年延長に係る制度見直しの検討 再任用制度の検証 23年度 の継続実施	
25	24年度 の継続実施 定年延長に係る制度構築 再任用制度の再構築 23年度 の継続実施	

取組番号 取組項目名

4 「市民力」の向上を目指した事業の展開

新規	継続
----	----

代表部署

市民活動推進部協働推進課

関連部署

健康福祉部高齢者支援課

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 町会・自治会及びNPO団体が相互に連携を図るためには、その調整に時間を要する。
- ・ 町会・自治会及びNPO団体ともに、担い手やリーダー的人材の確保に苦慮している。
- ・ 自らが培ってきた知識や能力等を、積極的に地域・市民活動に活かしたいシニア世代が多数いる。

2 達成目標

「地域力、市民力」を發揮しながら創意工夫を持って地域の課題解決や共通する目標を実現できる自律したコミュニティを形成する。

3 取組内容

町会・自治会活動と市民活動の相互の連携を促進するとともに、それぞれの今後の担い手やリーダーを育成する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	町会・自治会、市民活動団体相互の活動のコーディネート及び連携強化 町会・自治会、市民活動団体の担い手やリーダーの育成 上記取り組みの効果検証、翌年度実施事業の検討	
24	検証結果を踏まえた事業の見直し、再構築 23年度 、 の有効事業を継続実施	
25	検証結果を踏まえた事業の見直し、再構築 24年度 、 の有効事業を継続実施	

取組番号 取組項目名

5 公衆街路灯水銀灯タイプのLED化

新規	継続
----	----

代表部署

市民活動推進部協働推進課

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 町会等で管理している公衆街路灯の水銀灯タイプのものは現在9,421灯設置されている。
- ・ 水銀灯タイプは高照度を確保できる一方で多大な電力が必要であり環境負荷が大きい。
- ・ 維持管理が容易で環境負荷が小さく電気料金を削減できるLED球への変更が求められている。

2 達成目標

平成25年度末までに水銀灯タイプの公衆街路灯4,021灯をLED球に交換し、環境負荷の低減を図る。(全体計画は、平成27年度までに9,421灯を交換)

3 取組内容

公衆街路灯設置事業補助金交付要綱を見直し、水銀灯のLED球化への補助制度を開始するとともに、町会等に対して環境にやさしいLED球への交換の啓発、普及を行う。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	公衆街路灯設置事業補助金交付要綱の見直し 町会等へ環境にやさしいLED球の啓発の実施 23年度中に200灯をLED球に交換	
24	町会等へ環境にやさしいLED球の啓発の実施 24年度中に1,621灯をLED球に交換	
25	町会等へ環境にやさしいLED球の啓発の実施 25年度中に2,200灯をLED球に交換	

取組番号 取組項目名

6 大学と地域との連携強化

新規	継続
----	----

代表部署

市民活動推進部学園都市文化課

関連部署

市民活動推進部協働推進課、生活安全部防災課、健康福祉部健康福祉総務課

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 大学と地域との連携は一部の地域のみで行われている。
- ・ 大学生がボランティアなどの地域の活動を希望しても、地域とつなげる仕組みがない。
- ・ 大学と連携した活動を求めている地域がある。

2 達成目標

大学及び地域の交流等が盛んに行われ、大学(学生)がまちなかで活発にボランティア活動などができる仕組みを整備する。

3 取組内容

大学コンソーシアム八王子を通じて、大学、学生、地域の意向を調査、現状を把握し、既存のボランティア登録制度等を巻き込んだ大学と地域との連携ができる仕組みを構築する。また、その仕組みを再検証し、永続的なものとする。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	災害ボランティア活動などについて地域、大学の意向をアンケート等により調査 調査内容を分析 連携できる仕組みを検討	
24	連携できる仕組みを一部試行 検証 再構築	
25	永続的にできる仕組みとして本格実施 検証 再構築	

取組番号 取組項目名

7 納付機会の拡大

新規	継続
----	----

代表部署

税務部納税課

関連部署

総合政策部政策審議室、総務部IT推進室、会計課

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 窓口納付、口座振替以外では、軽自動車税の現年度分においてコンビニ収納を実施している。
- ・ 納付機会の拡大に対する市民ニーズが高まっている。

2 達成目標

納税者の利便性を向上するとともに、徴収率の向上を図る。

3 取組内容

コンビニ収納の税目拡大、クレジットカード納付やマルチペイメントネットワークの導入など、「いつでもどこでも24時間納付可能」をめざした納税環境を整備する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	納付機会の拡大に関する市としての方針決定方針に基づくシステム改修の検討	
24	納付機会拡大方針に基づく導入準備（システム改修）	
25	納付機会拡大方針に基づき導入	

取組番号 取組項目名

8 環境教育・環境学習拠点の運営の効率化

新規	継続
----	----

代表部署

環境部環境政策課

関連部署

環境部ごみ減量対策課・北野清掃工場

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 平成23年度から八王子市地球温暖化防止センターが業務を開始した。また、北野環境教育・環境学習拠点事業も本格的に始動した。
- ・ あったかホール、エコひろばを含めた、役割や運営・委託体制の整理が必要である。

2 達成目標

あったかホールを拠点として展開している複数の環境教育・環境学習・環境啓発活動促進事業の効果的な情報発信等を実現する。

3 取組内容

あったかホール、エコひろば、地球温暖化防止センター、北野環境教育・環境学習拠点について、役割、委託内容等を整理し、より一体的で効率的な運営を図る。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	温暖化防止センター運営開始 北野環境教育・環境学習拠点事業本格化 運営にあたっての課題の抽出	
24	効率的な運営体制について各所管を含めた検討の実施 役割・機能の整理、統合案の作成	
25	指定管理者、運営受託団体等との協議、調整 統合に向けた準備 役割・機能の整理	

取組番号 取組項目名

9 良好な水辺環境の保全（水辺の水護り制度）

新規	継続
----	----

代表部署

水循環部水環境整備課

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 水辺は、自然体験・環境学習の場となっている。
- ・ 町会・自治会等による水辺の清掃活動が実施されている。
- ・ 水辺の保全活動を支援する制度を平成22年度に創設した。

2 達成目標

水辺に係る市民活動を促進し、良好な水辺環境の保全を図る。

3 取組内容

水辺の保全に関する啓発を行なうとともに、清掃や除草などのアドプト活動・生き物の調査・環境学習などの水辺の保全活動を行なっている市民を支援する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	活動団体の募集・登録・支援	
24	23年度 の継続実施 水辺の保全に係る市民活動の拡大に向けての情報の提供・発信	
25	24年度 、 の継続実施 活動状況と水辺環境の状況を確認し、課題の整理と今後の方向性、修正点などについて検証	

取組番号 取組項目名

10 木造住宅の耐震化率の向上

新規	継続
----	----

代表部署

まちなみ整備部住宅対策課

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 現行の耐震基準以前（昭和56年5月以前）に建築された戸建木造住宅の耐震性が課題である。
- ・ 耐震診断に係る費用の一部助成と改修工事に係る費用の一部助成の窓口が別々である。
- ・ 中越地震発生後など、一時診断件数は増加したが、現状は伸びていない。

2 達成目標

平成20年3月策定の八王子市耐震改修促進計画に定める目標値（住宅について平成27年度までに耐震化率90%）の達成を可能とする効果的補助制度を構築する。

3 取組内容

診断補助事業と改修工事補助事業の窓口を一元化し、補助制度の効果を上げるとともに、市民が利用しやすい補助体制を構築する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	補助事業一元化に伴う体制整備と市民への周知 住宅対策課にて一元化した補助事業の実施	
24	耐震診断から耐震改修へつなげる効果的補助制度運用の検討	
25	24年度 の継続実施 一元化の効果検証	

取組番号 取組項目名

11 効果・効率的な区画整理事業の実現

新規	継続
----	----

代表部署

まちなみ整備部区画整理室

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 現在事業実施している5地区のうち2地区について、業務の一部を新都市建設公社に委託している。
- ・ 将来に向けた人材確保と効率的な事業執行が難しい現状にある。

2 達成目標

安定的かつ効果・効率的な区画整理事業を実現する。

3 取組内容

円滑な事業進行を可能とする効率的な実施体制を構築する。検討にあたっては、東京都新都市建設公社と市の役割を整理し、業務委託範囲を見直すとともに庁内体制を再構築する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	業務分析に基づく効果・効率的な執行体制及び委託内容の検討 東京都新都市建設公社と協議及び調整	
24	23年度、に基づいた事業実施	
25	検証	

取組番号 取組項目名

12 駅周辺施設維持管理

新規	継続
----	----

代表部署

道路事業部管理課

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 駅へとつながるエレベーターやエスカレーターなどの駅周辺施設の充実にもない、維持管理費用が増加している。
- ・ 駅の利用者も利用する施設であるにもかかわらず、鉄道事業者の経費負担割合が少ないため、ルール化が必要となっている。

2 達成目標

施設の安全な運行のため緊急時の対応など鉄道事業者との連携を確立し、また維持管理、利用実態に応じた費用負担の適正化を図る。

3 取組内容

市、鉄道等交通事業者それぞれの社会的責務と受益の観点に着目し、利用実態を踏まえた費用負担の適正化をめざし検討・調整を続ける。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	駅周辺施設に関する緊急時の連絡体制、対応について検討 適正な費用負担について、利用実態と維持管理実態を踏まえ検討	
24	緊急時の連絡体制、対応について交通事業者と協議・調整を開始 駅周辺施設に関する適正な費用負担についての検討結果に基づき、交通事業者へ協議要請	
25	適正な費用負担について交通事業者と協議・調整を開始	



取組番号 取組項目名

13 学校施設開放時の施設管理の見直し

新規	継続

代表部署

学校教育部施設整備課

関連部署

生涯学習スポーツ部スポーツ振興課・生涯学習総務課

進捗状況

23	24	25

1 現状及び課題

・ 施設使用の日程調整は学校が行っており、負担が大きい。  
 ・ 施設開放業務を地域団体等に引き継ぐ条件が整備されていない。

2 達成目標

学校施設の開放は、生涯学習及びスポーツ振興を目的として拡充するため、開放時の管理運営を地域や施設使用者との協働で行うことができる条件を整備する。

3 取組内容

学校施設開放のあり方を検討し、学校、地域、行政の役割分担を明確にする。その上で団体等に引き継ぐための条件整備を行う。条件が整備された学校から管理運営は地域団体等へ引き継ぐ。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	学校施設開放のあり方についての検討 地域団体等との協働による管理運営業務の試行	
24	学校施設開放のあり方、管理運営方針の決定 地域への周知	
25	学校施設開放時の管理運営について、可能な地域から実施	

取組番号 取組項目名

14 食育を推進する給食実施体制の構築

新規	継続

代表部署

学校教育部学事課

関連部署

学校教育部指導課

進捗状況

23	24	25

1 現状及び課題

・ 効率的な給食実施体制の確立が望まれる。  
 ・ 小中学校における給食を生きた教材とする食育の推進が期待されている。

2 達成目標

食育を推進する効率的な給食実施体制の確立と、安全でおいしい学校給食の実施の両立を図る。

3 取組内容

小学校給食調理業務の効率化及び給食管理員制度の確立を図るとともに、学校を地域ごとのブロックに分け、学校給食を活用した食育の推進体制を構築する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	小学校調理業務委託の実施 給食管理員の育成 学校のブロック化の推進 給食を教材とした食育への取組を推進	
24	23年度 - について継続実施し、効果的な給食実施体制を整備	
25	24年度 - について継続実施し、効果的な給食実施体制を整備	

取組番号 取組項目名

15 協働による児童向け科学教室の実施

新規	継続
----	----

代表部署

生涯学習スポーツ部こども科学館

関連部署

学校教育部指導課

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

・ 限られた財源の中で、こどもの科学に関する知識の普及及び啓発を図る必要がある。

2 達成目標

こどもの「理科離れ」の抑制に寄与し、こどもたちの科学に対する興味を喚起する。

3 取組内容

市民団体との協働により、宇宙に関する児童向け科学教室を実施する。年4回の開催に並行して、教室の内容の向上や定員の拡大について検討を重ねていく。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	市民団体との協議 宇宙に関する児童向け科学教室の実行委員会を組織 同教室を実施	
24	同教室について継続実施 23年度事業を検証し、実施内容のレベルアップを検討	
25	同教室について継続実施 対象者や定員の拡大を検討	

『資産』

取組番号 取組項目名

16 市民サービスの向上を図る公の施設の管理運営

新規	継続
----	----

代表部署

行政経営部経営監理室

関連部署

総合政策部政策審議室

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

・ 指定管理者制度を効果的に活用できると判断した施設においては、制度導入がされている。  
・ 更なる市民サービスの向上と効果・効率的な施設運営の実現に向けた検証が求められている。  
・ 指定管理者に対するモニタリングの精度を高める必要がある。

2 達成目標

施設の性格を踏まえ、公の施設における市民サービスの向上を図る。

3 取組内容

公の施設の適切な運営のあり方を検討し、その中で受益者負担の見直しの必要がある施設について検証していく。また、指定管理者制度導入に向けた基本方針に基づいた適正な制度運用に努めるとともに、モニタリングの精度を引き上げる。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	行政経営の視点による今後の公の施設運営のあるべき姿の研究と検討 モニタリングの適正な運用に向けた、適切な助言と指導を実施 当年度の協定内容に基づく管理運営状況を検証し、次年度の協定内容の改善に反映させるマネジメントサイクルの実施	
24	23年度 、 、 の継続実施	
25	今後の公の施設運営のあるべき姿について方向性を提言 23年度 、 の継続実施	

取組番号 取組項目名

17 システム経費適正化

新規	継続
----	----

代表部署

総務部 IT 推進室

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ システム導入に関して、各課が個別にシステムを開発し導入してきた。
- ・ データの二重管理や、セキュリティリスクが見受けられる。
- ・ 業務アプリケーションのカスタマイズが、保守の複雑化やコスト増につながっている。

2 達成目標

「情報システム全体最適化計画」に基づき全体経費の縮減を図る。

3 取組内容

事業部門からの様々な要請にこたえながら、システム構造をシンプルに維持し、全体最適化の視点で情報システムを構築・運用する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	共通基盤整備計画策定 統合化（ネットワーク）	
24	共通基盤システムの構築 サーバの集中管理	
25	統合化（サーバ・端末） アウトソーシングの活用（クラウドコンピューティングの検討）	

取組番号 取組項目名

18 固定資産台帳整備に向けた資産評価

新規	継続
----	----

代表部署

財務部管財課

関連部署

財務部建築課

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 公有財産台帳では公正価値を把握できない。
- ・ 財務書類作成の基礎として資産の公正価値での評価が必要である。
- ・ 資産実態と財政状態を的確に把握するためには固定資産台帳を整備する必要がある。

2 達成目標

公有財産の公正価値を把握し、財務書類へ反映させる。

3 取組内容

土地及び建物の棚卸と評価、システム導入について検討する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	公有財産台帳から評価する資産単位への組み換え 土地の棚卸 過去 5 年間の新規建物の取得価格を設備別・耐用年数別に振分け 既存建物の調査	
24	税データと突合し、土地を評価 過去 5 年間の新規建物の取得価格を設備別・耐用年数別に振分け 既存建物の調査 システム導入の検討	
25	過去 5 年間の新規建物の取得価格を設備別・耐用年数別に振分け 修繕履歴と突合し、建物を評価 土地価格を財務書類へ反映 システム導入の検討	

取組番号 取組項目名

19 児童遊園・まちの広場の適正配置

新規	継続
----	----

代表部署

まちなみ整備部公園課

関連部署

まちづくり計画部都市計画室

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・利用率が低い児童遊園やまちの広場が見受けられる。
- ・都市公園の適正配置計画を進めるなかで、児童遊園やまちの広場についてもあわせて整理する必要がある。
- ・公園整備が進む中で、公園の誘致圏域が重なる児童遊園・まちの広場が一部残っている。

2 達成目標

児童遊園及びまちの広場の配置基準を作成し、適正化を図る。

3 取組内容

公園の適正配置計画に基づき利用実態を調査し、地元町会や土地所有者などの意見も踏まえ順次整理する。児童遊園については廃止を含めて検討し、公有地以外のまちの広場については廃止や民間広場に移行する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	東部地区について対象地を抽出し、利用実態を調査 廃止とする場合は、地元町会や土地所有者と協議を開始 存続するまちの広場のうち民有地については民間広場とし、地元町会が管理するための管理協定を締結 返還や民間広場化に必要な事務手続きを実施	
24	廃止が決定した事案について、返還のための工事を実施 南西部地区について対象地を抽出し、利用実態を調査 23年度 - について同様に実施	
25	24年度 について同様に実施 北部地区について対象地を抽出し、利用実態を調査 23年度 - について同様に実施	

取組番号 取組項目名

20 学校施設のマネジメント

新規	継続
----	----

代表部署

学校教育部学事課

関連部署

総合政策部政策審議室

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・子どもの数が減少している地域と増加している地域があり学校規模に大きな差が生じている。
- ・学校の適正配置に関する基本方針や推進計画を策定した。
- ・計画を実行するには地域・保護者との合意形成が必要となる。
- ・施設の有効活用については全市的な検討が必要である。

2 達成目標

学校の一定規模を確保・維持し、教育環境の整備・充実を図る。

3 取組内容

学校規模の格差を解消する学区の調整や適正配置に向けて関係機関と調整を行う。また、施設の有効活用を検討する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	児童・生徒数の動向把握と地域状況の確認 地域への説明会開催や適正配置検討会の設置に向けた準備	
24	地域への説明会等の実施 実施地域における適正配置検討会の設置 施設の有効活用の検討	
25	24年度 - について継続実施し、調整を図る。	

取組番号 取組項目名

21 スポーツ施設における新たな財源確保

新規	継続
----	----

代表部署

生涯学習スポーツ部スポーツ振興課

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 年々老朽化するスポーツ施設の維持管理経費が増大している。
- ・ 施設の改修に併せて使用料の改定を行い、財源確保を図る方策を検討している。
- ・ 歳入を使用料のみに留めず、新たな財源確保の導入について検討が必要となっている。

2 達成目標

使用料の改定による財源確保に留まらず、新たな財源を確保する。

3 取組内容

ネーミングライツや野球場の外野フェンスの広告・室内広告などの財源確保策について調査・研究を行い、順次導入する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	新たな財源確保に向けた検討（広告以外の収入も検討） 広告掲載場所の検討 広告料の検討	
24	財源確保のための広告主への働きかけ 広告掲載の実施	
25	広告実施施設の拡大	

『組織』

取組番号 取組項目名

22 都市間連携による多様な市民ニーズへの対応推進

新規	継続
----	----

代表部署

総合政策部政策審議室

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 市民の生活圏の広がりやライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズが多様化している。
- ・ 自治体間の連携は、情報交換を通じた政策比較等で効果・効率的な行政運営が図られる。
- ・ 平成21年度から「絹の道」をキーワードに、町田市、相模原市との都市間連携を推進している。
- ・ 近隣5市の企画研究会で、定期的な意見交換と行政テーマの調査・研究を行っている。

2 達成目標

多様な市民ニーズへの適切な対応とともに、効果・効率的な行政運営を図る。

3 取組内容

3市による都市間連携及び近隣5市（以下「連携市」という。）で構成する企画研究会ブロック会議（以下「企画研究会」という。）を通して、政策課題の実現に向けて取り組む。  
また、地方分権の推進に向けた連携市との情報交換や、地方分権の実現により、どのように市民サービス向上が図られたかを検証する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	町田市、相模原市と共通行政テーマについて、共同研究を継続実施 連携市と、地方分権の進展に伴う事務権限移譲、義務付け・枠付けなどへの対応について、情報交換を行うとともに、効果的な共同処理を検討 連携市と直面する政策課題について、情報交換、調査・研究を実施	
24	連携市と地方分権の成果・影響等について検証。必要に応じ企画研究会を通して、国・東京都に対して改善に向けた意見を具申 事務権限移譲や義務付け・枠付け後の行政運営が、どのように市民サービス向上につながっているかを検証 連携市と権限移譲事務の共同処理の必要性について、実際の事務処理状況を踏まえて検討	
25	連携市と、権限移譲事務の共同処理の必要性について検証し、一定の結論として整理 市民サービスの向上の視点に立ち、連携市と更なる施設相互利用について検討	

取組番号 取組項目名

23 各外郭団体の公益法人改革への的確な対応推進

新規	継続
----	----

代表部署

総合政策部政策審議室

関連部署

市民活動推進部学園都市文化課、健康福祉部高齢者支援課、産業振興部産業政策課・観光課、まちなみ整備部住宅対策課

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 第六次行財政改革大綱で、各外郭団体の情報公開を推進し、透明性の向上を図った。
- ・ 公益法人改革の取組みにおいて、移行を決定していない外郭団体がある。

2 達成目標

平成25年11月末日までの移行期間内に、すべての外郭団体が公益又は一般の財団・社団へ移行する。

3 取組内容

関連部署が、円滑に公益法人制度改革に対応できるよう、情報共有を図るとともに、総合調整を行う。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	関連部署を通じて、各外郭団体の移行に関する進捗状況を確認 移行期間内の法人移行に向けて、各外郭団体の取組状況に関する情報共有を図るための、関連部署との意見交換会を実施	
24	移行期間内の法人移行に向けて、関係部署を通じ、最終申請状況などを把握 移行済みの外郭団体から、法人移行後の運営状況などの報告を受け、移行申請中の他の外郭団体に情報を提供	
25	すべての外郭団体の法人移行申請認可結果を取りまとめ、関係部署を通じ、移行に当たっての課題などを検証 今後の外郭団体の運営に役立てるため、関連部署又は各団体が一堂に会した意見交換会を開催し、法人移行による成果を情報共有	

取組番号 取組項目名

24 市民ニーズに対応した効率的な組織体制の整備

新規	継続
----	----

代表部署

行政経営部経営監理室

関連部署

総合政策部政策審議室

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 社会経済環境等の変化に伴い市民ニーズが変化する。
- ・ 限られた人的資源でニーズに対応しなくてはならない。
- ・ 地方分権改革への対応が見込まれる。

2 達成目標

新基本構想・基本計画に掲げる施策の実現に向けた効率的な組織体制を確立する。

3 取組内容

社会経済環境や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる組織再編を行う。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	「新基本構想・基本計画素案に係る市民会議」で議論された情報を収集 現行組織の問題点の抽出と課題整理 事務権限委譲に関する情報収集	
24	「新基本構想・基本計画素案に係る市民会議」で議論された情報の分析 現行組織の課題解決策の検討 組織改正の必要性を検討 関係機関等との調整	
25	組織改正（案）の策定 組織改正 組織改正の検証	

取組番号 取組項目名

25 学園都市文化ふれあい財団の運営指導

新規	継続
----	----

代表部署

市民活動推進部学園都市文化課

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- 平成23年度から、市民センターは10年間、芸術文化会館・南大沢文化会館・学園都市センター・夢美術館は5年間指定管理者として選定された。
- 財団事業の主なものは、市からの指定管理業務及び市からの補助金によるコミュニティ育成・学園都市づくり・文化振興事業等である。
- 公益法人制度改革により、公益財団法人への移行が予定されている。

2 達成目標

平成24年4月1日に公益財団法人へ移行し、財団の設立趣旨や公益法人の使命が全うできるように、経営改革のより一層の推進を図る。また、指定管理業務においても効果・効率的な運営を推進し、市民サービスの向上につなげる。

3 取組内容

財団の組織改革や事業運営の再構築、委託の直営化等コスト削減や給与制度改革、さらに企画力・営業力の強化による新たな事業展開や財団独自財源の拡充など、経営改革への指導助言を行う。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	公益財団法人への移行作業（公益事業と収益事業の明確化、機関設計、法人ガバナンスの適正化等） 新たな人事評価制度の導入及び給与制度の見直し指導 指定管理業務における市民サービスの向上、収入増加やコスト削減指導	
24	公益財団法人移行後の制度定着 人事評価制度改革等定着の推進 職員の企画力・営業力強化等による収入増加策の推進 モニタリング等による指定管理業務の検証	
25	公益財団法人移行後の検証 人事評価制度改革等の検証 24年度 の継続実施	

取組番号 取組項目名

26 緊急時における危機管理体制の強化

新規	継続
----	----

代表部署

生活安全部防災課

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- 夜間や休日に起きた危機への対応は、職員が登庁した後に初動対応している。
- 東京都では、職員用の災害対策住宅を確保し、緊急時における参集システムを構築している。
- ゲリラ豪雨や通り魔事件など、突発的に発生し、初動対応が必要な事案が増加している。

2 達成目標

突発的に発生した危機及び長期化した事案への対応が可能な職員配備体制を構築する。

3 取組内容

夜間・休日に突発的に発生した災害・事故等の情報収集・連絡など、市として適切な初動対応をとるための体制作りを臨む。また、事案が長期化した場合を想定した職員の配備体制を検討し、その環境整備に取り組む。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	危機管理体制の構築 長期化した事案に対する職員の動員配備体制を検討	
24	職員の仮宿泊・休憩場所の検討・確保	
25	交代制による24時間災害対応人員配備体制を構築	

取組番号 取組項目名

27 市民部事務所のサービス提供体制の見直し

新規	継続
----	----

代表部署

市民部市民総務課

関連部署

市民部  
八王子駅南口総合事務所、浅川・由木・元八・北野地域事務所

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 職員を効果的に配置し、多様な市民ニーズに応える必要がある。
- ・ 窓口業務を安定的に運営する仕組みが必要である。

2 達成目標

職員の効果的な配置により市民サービスを向上する。

3 取組内容

出納窓口等への最適な職員配置と事務所間のローテーションを確立する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	地域事務所の出納業務や住民基本台帳業務等の課題把握 事務所間のローテーションの考え方の整理	
24	出納窓口等のあり方検討 ローテーション試行実施	
25	出納窓口等の効率的な運営 ローテーションの確立	

取組番号 取組項目名

28 社会福祉協議会の活動支援

新規	継続
----	----

代表部署

健康福祉部健康福祉総務課

関連部署

健康福祉部高齢者支援課、市民活動推進部協働推進課、  
こども家庭部児童青少年課

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 社会福祉協議会の主な事業は、市の補助金対象事業と委託事業である。
- ・ 市と社会福祉協議会の役割分担が明確になっていない。
- ・ 指定管理者制度への対応が課題として存在する。

2 達成目標

地域に暮らす人達が協働して、支援を必要としている人を支えていく仕組みづくりと、その推進役となる社会福祉協議会の組織改革・意識改革を図り、地域福祉サービスを充実させる。

3 取組内容

地域保健福祉計画と「いきいきプラン」との整合を図り、サービスの担い手など事業を再構築する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	「いきいきプラン」の進行管理と現状分析 社会福祉協議会の自主財源充実を支援 委託事業の適正な料金設定に向けて関係部課と調整 指定管理者制度のもと、社会福祉協議会の新たな役割を検討 権利擁護事業の周知方法の充実	
24	「いきいきプラン」の半期を経過しての検証と今後の取組を検討 23年度 の継続実施 23年度 に基づき関係部課が予算へ反映 23年度 に基づき新たな事業を分析・検討 23年度 の継続実施	
25	「いきいきプラン」の検証と新計画策定に向けての準備 24年度 の継続実施 24年度 に基づき適正な料金を設定 社会福祉協議会の新たな取組について、関係者間での合意形成 権利擁護事業の推進・拡大	



取組番号 取組項目名

29 保健福祉センターの地域拠点化

新規	継続
----	----

代表部署

健康福祉部健康福祉総務課

関連部署

健康福祉部保健センター・東浅川保健福祉センター・南大沢保健福祉センター・大横福祉センター、こども家庭部子どものしあわせ課・子ども家庭支援センター・児童青少年課

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 母子・成人保健の拠点が市内1箇所である。
- ・ 身近な地域での多彩な保健サービスの展開が求められている。
- ・ 相談しやすい環境づくりが、幅広い年齢層から求められている。
- ・ 民間団体の取組の周知が不十分である。

2 達成目標

幅広い年齢層を支援できる保健福祉センターを構築する。

3 取組内容

保健福祉センターが圏域を持ち、地域で母子・成人保健を展開することで、ニーズに応じた健康づくりを支援する。また、地域との連携を緊密にし、多世代が集い、支え合う拠点をめざす。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	2保健福祉センターで母子・成人保健事業を行うための施設改修 新たな機能を付加した大横保健福祉センターの基本・実施設計の策定 乳幼児健診データの電算化 健診委託先の医師会と場所・回数の調整 6月から3保健福祉センターで母子・成人保健事業を圏域で展開	
24	多世代が集い、支え合うスペースや機会の検討 大横保健福祉センター建築工事開始 健診時の問題発見と子ども家庭支援センターや児童相談所との定期的な情報交換 地域各種団体と連携を行うための意見交換 母子・成人保健事業を圏域で展開した問題点を検証	
25	多世代が集い、支え合うスペースと機会の創出 大横保健福祉センター建築工事進行 子ども家庭支援センターや児童相談所との緊密な関係の構築 地域各種団体と連携を行うための具体的な方法の検討 地域のニーズに応じた母子・成人保健事業の新たな取組	

取組番号 取組項目名

30 シルバー人材センターの運営指導

新規	継続
----	----

代表部署

健康福祉部高齢者支援課

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 高齢社会が進展する中で、高齢者の社会参加の機会が求められている。
- ・ 昨今の経済状況を反映して、労働機会を期待する会員が増加している。
- ・ 運営にかかる人件費のほとんどを行政からの補助金で賄っている。
- ・ 会員個人にかかる経費と会費の不均衡が発生している。

2 達成目標

公益法人改革に基づくシルバー人材センターのあり方とともに会員、行政の役割を検証し、各々にとってふさわしい財政負担に基づく経営を確立する。

3 取組内容

シルバー人材センターの設置目的等を再認識し、中期計画において事業収益の目標を掲げることで、健全な財政運営を方向付ける。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	財政面を中心としたシルバー人材センターの経営の分析 事業収益拡大をめざした販促の支援	
24	会員の負担（会費）と分配金の検証 請負単価と事務費の検証 自立にふさわしいめざすべき財政状況を検証 新中期計画の策定支援及び助言	
25	新中期計画に基づく運営支援及び助言	

取組番号 取組項目名

31 しごと情報館運営の見直し

新規	継続
----	----

代表部署

産業振興部産業政策課

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ しごと情報館運営経費について、市とハローワークが応分の負担割合により運営している。
- ・ 本市嘱託員（相談員）2名分の人件費負担がある。

2 達成目標

国と市の役割分担を明確化し、効果・効率的な就業支援を図る。

3 取組内容

国と市の役割分担を見直すとともに、現在の事業内容を見直し、市の独自性ある事業を検討する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	国・市の役割分担について検討 しごと情報館のあり方について検討 事業内容の見直し・本市の独自性ある事業を検討	
24	国・市の役割分担を決定 しごと情報館運営方針を決定 役割分担、運営方針に沿った事業内容を決定	
25	上記決定内容による事業実施	

取組番号 取組項目名

32 観光協会の自立化

新規	継続
----	----

代表部署

産業振興部観光課

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 同協会は、夕やけ小やけふれあいの里や高尾山麓駐車場等、市施設の管理を受託する他、八王子花火大会事務局などの業務を遂行している。
- ・ 市は、観光振興強化のため、同協会事務局職員の人件費相当分を補助している。
- ・ 課題として、管理受託以外の観光普及を強化するためのしくみづくりが挙げられる。

2 達成目標

管理受託以外の観光振興普及に向けた独自事業の企画力、実行力、経営力を習得させる。

3 取組内容

現在企画している観光普及事業を見直し、利用者ニーズに応えるサービスの提供に努める。また、健全な運営基盤を構築させる。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	採算性の取れない（ニーズの少ない）事業の洗い出し 利用者ニーズの調査 公益法人化を目指した観光協会事業長期計画の作成	
24	利用者ニーズに即した観光振興事業の実施 公益法人化 観光事業長期計画に基づく年度計画の実施	
25	利用者ニーズに即した観光振興事業の検証及び調査研究 公益法人化後の検証 観光協会長期計画に基づく年度計画の検証	

取組番号 取組項目名

33 し尿収集体制の再構築

新規	継続
----	----

代表部署

水循環部水再生課

関連部署

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 下水の接続促進により収集世帯が減少している。
- ・ 仮設トイレは民間へ移行したが、事業所は依然直営で収集している。

2 達成目標

収集世帯減少に伴い、収集体制を再構築する。

3 取組内容

料金改定、シール制導入後の状況把握などを行い、事業所の収集体制のあり方について検討を進める。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	料金改定、シール制の導入 収集状況の把握 事業所の収集体制の検討	
24	あり方検討会等による収集体制の再構築準備 事業所の取扱決定	
25	収集体制の再構築	

取組番号 取組項目名

34 市民ニーズに対応した図書館サービスの向上

新規	継続
----	----

代表部署

生涯学習スポーツ部図書館

関連部署

市民活動推進部協働推進課、学校教育部施設整備課・指導課

進捗状況

23	24	25
----	----	----

1 現状及び課題

- ・ 市が持つ資源を活かした図書館運営と読書環境の整備が求められている。

2 達成目標

市民の多様な求めに対応できる連携体制と、地域を支える知識と情報の拠点として機能する図書館を実現する。

3 取組内容

図書館、地区図書室及び学校図書館を含む市全体の図書館行政にかかる今後の方向性を検討するとともに、連携体制を構築する。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	中央図書館を中心館と位置づけ、効果、効率的な管理運営実施に向け調整 市民協働による地区図書室の分室化について関係機関と調整 図書館システムを活用し学校との連携強化	
24	23年度 について本格実施 23年度 について課題整理 23年度 について継続実施	
25	地区図書室の分室化について方向性を決定	

取組番号 取組項目名

35 効率的な講座実施体制の構築

新規	継続

代表部署

生涯学習スポーツ部学習支援課

関連部署

生涯学習スポーツ部生涯学習総務課

進捗状況

23	24	25

1 現状及び課題

- ・ 各課で開催する講座において内容や対象者が重複しているものがある。
- ・ 各講座の受講料に格差が生じている。

2 達成目標

限られた経費で効果・効率的な講座の提供方法を確立し、市民サービスの向上を図る。

3 取組内容

各課で開催する講座について調査を行い、庁内の役割分担を明確にする。また、講座の必要性の精査を行い、類似講座を整理・統合する。さらに、必要に応じて講座受講料の見直しを行う。

4 目標達成に向けた取組計画

	年度取組	取組内容と成果
23	各課で開催している講座の情報収集と課題整理 官公庁等の講座情報の収集 類似講座の抽出	
24	類似講座について具体的な改善方法を検討 庁内の役割分担について検討 講座受講料の妥当性について検討	
25	講座開催の改善に向けて方向性を決定	

平成 22 年 8 月 23 日

八王子市長 黒須 隆一 殿

八王子市行財政改革推進審議会  
会長 御船 洋

行財政改革の推進について（答申）

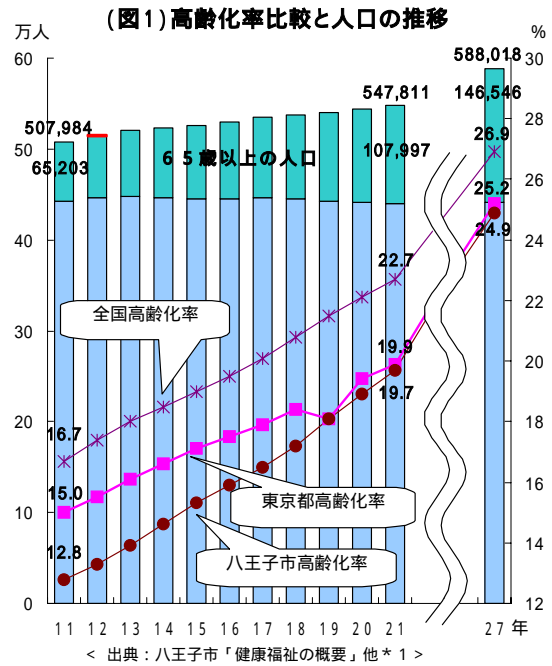
八王子市行財政改革推進審議会条例第 2 条の規定に基づき、平成 20 年 12 月 12 日付で諮問のあった標記の件について、本審議会として別添の提言をもって答申とする。

# 新たに取り組む行財政改革について（提言）

## 1 公共空間を取巻く現状

### （1）少子高齢化

我が国では、近年、急速に少子高齢化が進んでいるが、同様の現象は八王子市にも見られる。市の高齢化率（65歳以上人口の総人口に対する割合）は平成21年に過去最高の19.7%となり、合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子供数）は、過去最低を記録した平成17年の1.07から平成20年には1.19まで回復したが、依然低い値で推移している。過去10年間の市の人口は増加し続けているが、増加したのは高齢者であり、65歳未満の人口はむしろ減少している。

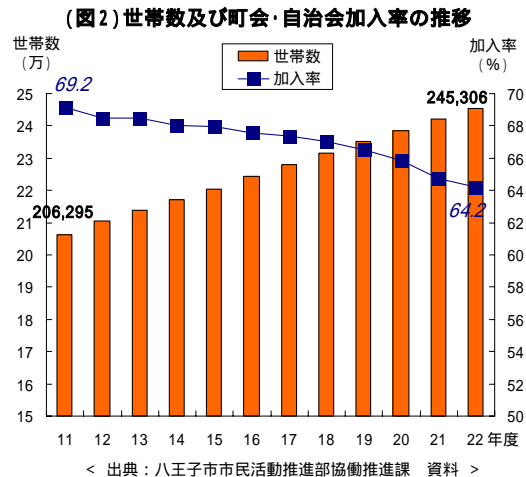


る減少している。しかも、同期間における市の高齢化のスピード（高齢化率のポイント比較）は、東京都平均よりも、全国平均よりも速い状況にある（図1）。

また、市民の暮らしを見ると、価値観の多様化、核家族化の進展など、生活環境が変化したことにより、従来なら、家庭や近隣・地域で対応していたことができなくなり、その解決を行政に委ねるケースが顕著に増大している。見方を変えれば、そうしたことが人と人とのつながりを希薄化させ、さらにはさまざまな能力・知識・技能を持つ市民が力を存分に発揮できる機会や場所を失わせることにもなっている。これは、市民自身にとっても、地域にとっても、行政にとっても、大きな損失といえよう。

### （2）地縁組織

八王子市における町会・自治会の設置数は、557団体（平成22年6月現在）と地域活動の基盤となり得る高い数値であるが、加入率については、平成11年度の69.2%から平成22年度には64.2%まで下降しており、町会・自治会離れが現実のものとなっている（図2）。また、かつては全市的に盛んであった子供会や育成会などの活動についても地域間の格差が見られるところである。

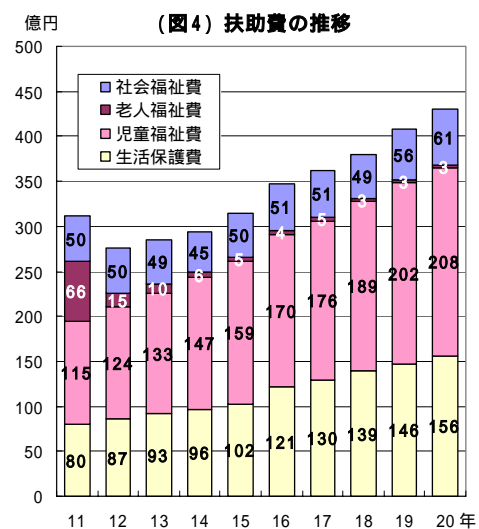
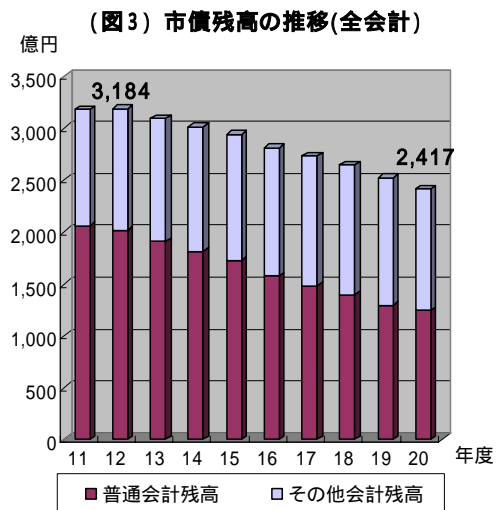


しかし、個別の地域に着目すると、子どもとおとなが共に育くみあう地域社会づくりをめざしたNPO法人など、さまざまな団体が行政と連携して子ども家庭支援センターの運営に携わったり、町会がNPO法人を立ち上げ、指定管理者<sup>1</sup>として学童保育所の運営を担うなど、活発な地域活動を展開している地域もある。また、学校PTAや地域ボランティアによる子どもの見守り、パトロールなどが充実している地域も見受けられる。こうした地域が有する市民力を全市的に広げ、さらに強固な力としていくことが、住民自治の実現には不可欠である。そのためには、先人たちが培ってきた地域性や伝統などと、NPO法人などの新しい力との結びつきや、学園都市としての特色を活かした大学生との連携など、市民力のさらなる展開が重要となっている。

### (3) 財政状況

八王子市の財政状況についてみると、公債費最適化に向けて市民と行政が一体となって「返す以上に借らない」という方針に基づいた取り組みを行うなど、健全な状況へ着実に改善を図ってきたところである。その成果は、過去最高であった平成12年度の3,184億円を平成21年度の2,387億円にまで削減した市債残高(図3)や、財政健全化の度合いを示す4つの指標<sup>2</sup>にも表れている。

しかし、労働者人口の減少や市税収入の大幅な落ち込み、あるいは、国を中心に進められてきた地方分権改革に伴う国庫支出金の縮減や廃止、さらには、少子高齢化と経済不況の波があいまって社会保障関係経費を大幅に押し上げるなど、財政を取り巻く環境は大変厳しいものとなっている(図4)。平成21年度予算では、これまで抑制してきた臨時財政対策債<sup>3</sup>(赤字地方債)の発行を余儀なくされたところである。これは、急激な景気後退の中で市民サービスの安定的な確保を守り抜くためのやむを得ない措置であったと理解しているが、臨時財政対策債は、当該年度の財源不足分の負担を将来に先送りするものであることも忘れてはならない。



< 出典：図3・4ともに、八王子市「財政白書」(平成20年度決算) >

## 2 めざす社会の方向性

### (1) 生きがいをもって暮らすことができる社会の構築

八王子市のまちづくりにおける基本理念は、「人とひと、人と自然が共生し、だれもが生き生き生きるまち」である。そのめざすところは、市民一人ひとりの尊厳が守られ、誰もが社会を構成する一員としての役割を担い、生きがいをもって暮らすことができる社会の構築であると考えている。

生きがいをもって暮らすためには、自己の能力を発揮することによって地域に必要なとされ、社会における存在意義を認識できることが必要である。特に高齢化が進む現在の社会にあっては、一人暮らし高齢者の孤立や孤独死などの社会問題への対応だけでなく、人びとが培った知恵や技術を伝え残していくことができる仕組みをつくる必要があるとなっている。

### (2) 市民主体のまちづくり

これまでの行政運営は、「住民の福祉の増進」の名のもとに、その業務範囲を拡大してきたところである。そうした取り組みによってさまざまなサービスを受用できる社会が形成されてきたことも事実である。しかし、市民は単なる行政の顧客というだけではなく、まちづくりの当事者でもあり、このような社会と自らの思いを活かせる社会とは、必ずしも一致しないことを改めて認識する必要がある。

税の負担とともに多くのサービスを行政にまかせ、公共サービスの受け手としてのみの存在に市民がとどまるのではなく、誰もが自らの思いを実現するために行動を起こすことができる社会、人と人との互いに思いやり支え合うことができる心通う社会へと転換し、誇りを持てる社会を子や孫の世代に引き継いでいくことが私たちの責務なのである。そうした「自助」や「共助」を基本とした市民主体のまちづくりこそ、今後の自治体経営の基盤となるものと考えている。

## 3 めざす社会への転換のための3つの視点

市民主体、すなわち市民が主役となる社会とは、単に行政が市民へ負担を押し付けたり我慢を強いたりするものではなく、市民生活の充実感や満足度を高めることができる社会であり、その実現のためには、次の3つの視点からの取り組みが重要であると考えている。

### (1) 個人と公の役割

昨今、市民はサービスの受け手として、隅々まで行き届いた安全な施設、完璧なサービスを提供者側に求める傾向がある。しかし、完璧さを求めれば求めるほど、さまざまな規制により私たちの行動や選択の自由が制限されることにもなるのではないだろうか。また、行政サービスについて見れば、期待に応えようと市民が自力で処理できそうなケースにまで行政が対応することは、特定の市民への過剰なサービス提供となることもあり、公益性や公平性の観点からもふさわしく



ないであろう。

そもそも、市民と行政とが各々担うべき役割を考えると、まず個人ができるものは個人が対応し、次に地域における同じ目的をもった仲間との連携があり、それでも対応できないものを市町村や都道府県が担うことになる（補完性の原則）。この原則からしても、また、私たちにとって暮らしやすい社会を構築する視点からも、すべてを行政に委ね規制に埋もれさせるのではなく、市民自らの意思と責任を中心とした自治体運営を進めていく必要があると考える。言い換えれば、活き活きと生きることができるまちであるために、市民の積極的な行動を喚起することの必要性を指摘するものである。そして、その実現には力強い市民の力が不可欠であるが、八王子市においては、既にそうした力が大いに発揮されている事例をみることができる。

例えば、八王子市では、公園や道路のアドプト制度<sup>4</sup>をはじめとし、さまざまな形での協働が進められている。それに携わる市民は、単にルールを守って公共施設を利用するというサービスの受け手にとどまるのではなく、誰もが気持ちよく利用することができる公園や道路という公共空間をつくり上げている。そこには、自分たちの思いを自分たちの手で実現していこうとする高い意識と市民力が窺われるところである。

こうした市民力は、八王子市が誇る特色であると同時に、今後の自治体運営においてその根幹をなすものであると考える。また、これまで「市民目線での行政運営」の必要性が叫ばれてきたところであるが、その本質は、行政が市民の個別事情に直接対応することではなく、市民自ら課題を解決できる環境を整えていくことに他ならないと考える。それゆえ、市民と行政が互いの役割を見つめ直し、十二分に力を発揮することができる環境の充実と市民力のさらなる高まりに期待するものである。

## （２） 自助・共助の循環

八王子市では、既にさまざまな形で市民力が発揮された取り組みがなされている。そうした市民力は、これまでの行政運営では手が届かなかった部分にまでも及ぶことができる力であり、今後の社会において欠かすことのできないものである。個々の市民活動は「点」としての活動であるかもしれないが、その「点」と「点」が結びついて「線」となり、やがて「面」へと広がることが必要であろう。

また、そのためには、個人と個人、あるいは個人と公をつなぐことが必要であるが、現在の社会においてそうした役割を担っているのが町会・自治会といった地縁組織やNPO法人などの市民団体であると考えられる。特に最近では共通の目的によって結束した市民団体の活動が活発化しており、今後さらに各々の活動が結びついて、より大きな力となっていくことが期待される場所である。市民力が連珠し、さらなる市民力の掘り起こしへとつなげるための仕組みづくりに重点を置いた事業展開が必要である。

### (3) 適正なサービスと適正な負担

市場経済において、民間事業者のサービス領域が拡大を続けている中であって、行政がサービスを提供する意義、また、そのサービスを公費で負担することの意義は何であろうか。時代に適した行政運営を実現するためには、一定の目的が達成された事業や効果の薄れた事業を見直し、限りある財源を真に必要な事業に投資しなくてはならない。

例えば、公の施設である文化施設や運動施設は、市民の文化的生活の向上と公共の福祉を目的に積極的に整備し、日々の運営経費の大半を公費によって賄ってきたところである。そうした施設を誰もが安価に利用できる環境を整えることがまさに行政の役割であった。しかし、多様化した価値観にもとづき、市民それぞれが自己に必要なサービスを市場経済も含めた多様な選択肢の中から選ぶことができるようになった今日、従前どおりにすべて行政が実施する必要性は少ない。八王子市では、行政内部の効果・効率性を追求する行政経営改革とあわせて、地域が有する人材や施設なども経営資源として捉え、その活用によってまち全体をよりよく変えていく地域経営改革を進めているところである。この地域経営改革の視点からも、適正なサービスと適正な負担の実現に向けた見直しが必要となっている。

## 4 喫緊に取り組むべき課題

### (1) 行政施策の再点検

現在、八王子市では、第六次の行財政改革の取り組みとして「事業仕分け的視点を用いた総事業の再点検」を実施している。これは、「現に行政が実施しているサービスについて、市民の目線でその要否や実施主体に関して個々の事業ごとに具体的に検証・分類を行うもの」であり、新たな時代における自治体運営を見つめ直すうえで有効な手法の一つである。しかし、個々の事業に着目するだけでなく、市政全体を見渡す視点から施策実現の方向性についても検証することが必要なのではないだろうか。

例えば、図書館行政で、施策目標の一つとして掲げている「図書館機能の充実」をどのような手法で実現するかは、多様な視点からの取り組みが考えられる。八王子市では、民間資源をも自治体運営に活用する地域経営改革の視点から、既に近隣市との連携によって相互利用を可能としたサービスなども行っている。今後は、さらに、大学や既に市場でサービスを提供している民間事業者との連携、役割分担なども考えられるところである。八王子市としてどのような方向性をもって施策の実現を図るかは検討の余地があるのではないだろうか。

市民主体のまちづくりをさらに進めていくためには、施策実現の方向性についても市民自身が議論していくという姿勢が重要である。こうした趣旨を踏まえて個別視点と全体視点との双方からの評価を実施し、バランスのとれた市政運営へと結びつけていくことの必要性について強く指摘するものである。

## (2) 複数の施策目的を実現する事業展開

八王子市の基本構想・基本計画である「ゆめおりプラン」の構成は、基本構想を頂点としたツリー状の施策体系をなしており、このことによって各施策や事業の目的が明確になっている。しかし、これまでのように、単一の行政目的の視点からだけで事業を展開していたのでは、社会環境の変化に即した真に必要なまちづくりを実現していくことはできなくなってきたのではないだろうか。

例えば、大きな課題である「高齢化」と「少子化」への対応については、各々別の視点から事業を展開していてもその効果には限界がある。元気な高齢者を増やそうと、健康体操や老人会などへの活動支援を行ったとしても、その活動領域が広がりを見せることは少ないであろう。また、子育て相談を行政が直接実施した場合も同様である。相談場所に訪れることができる人への対応はできるが、そうした場所に来ることすらできない人への対応は不可能であり、仮に対応するのであれば、さらなる行政サービスを追加して実施することになる。しかし、子育てに地域の高齢者がともに関わり、交流が生まれる仕組みを構築した場合には、高齢者の生きがいづくりと子育て支援策が融合する形での実施となるだけでなく、市民対行政の関係から市民対市民の関係が構築されることになる。さらに、そこで築かれた市民力が中心となって次なる市民活動の展開も期待できるのではないだろうか。

また、年齢や単一の行政目的のみを区分とした従来の事業展開では、縦割り行政による弊害も指摘されてきたところである。実際の市民生活で生じる課題の多くは、行政が示す単一目的の視点のみでは捉えきれぬものではなく、多様な視点から幅広く課題を把握し対応することが必要になっている。

これらの課題を踏まえ、新たな時代にふさわしい自治体運営を進めていくためには、一つの事業が複数の施策目的を実現するような事業展開が必要であると考ええる。すべての事業のあり方について、関連所管が連携して見直しを行い、整理統合を進めるべきである。

## (3) 自助・共助の担い手づくり

八王子市では平成20年度から高齢者を対象とした「サロン事業」を展開しているところである。これは、高齢者自身が自分たちの居場所をつくるために実施するサロン活動に対して、市がその立ち上げや運営に関しての支援を行うものである。こうした市民間での活動の充実こそ、まさに市民主体のまちづくりの第一歩だと考える。

しかしながら、未だに市民と行政の関係が委託される側と委託する側の域を出ず、市民参加が形式だけの参加にとどまっているケースも少なくない。市民主体のまちづくりを進めるためには、単に行政によってお膳立てされた範囲での市民参加にとどまらず、市民一人ひとりが持てる力を積極的に発揮することが必要である。そのためには、八王子市のそこかしこに見受けられる市民力をさらに引き出し、市民と行政の連携を強め、互いの力を十二分に発揮できる関係を構築すべ

きと考える。

一方、市民と行政職員の2つの機能を果たすおよそ2,900人の職員の存在にも着目したい。既に、地域活動に積極的に参加している職員、あるいは、退職後に地域と行政をつなぐ存在として活躍している者は少なくない。こうして地域活動に貢献している者たちのように、全職員が高い市民力に呼応するための意識改革を行い、一市民としても積極的にまちづくりに参加し、ともに楽しみ汗をかくことで地域の特性と市民の思いを活かしたまちづくりにつなげて頂きたい。

#### (4) 受益者負担の見直しと公共施設のあり方

八王子市では、平成13年度に行った「受益者負担の適正化検討委員会」において、多くの施設が利用者負担額を見直す必要があるとの結論が出されている。そうした中、これまでは、安易に市民負担を増加させるのではなく、まずは経営の効率化等、歳出側の削減を目標に取り組みを進めてきたところであり、負担金や利用料金の値上げには至っていない。

無駄を無くし、経営の効率化を図ることは、今後においても継続していくことが必要である。しかし、市民の受益に差がある施設サービスについてまで、一律的に公費で実施することの意義は薄いであろう。市民の視点に立った施設運営とは、利用する機会の多少にかかわらず多くの市民が納得できるような公費負担を実現することである。そのためには、施設運営に直接的にかかる経費や利用者負担額の見直しを行い、より大きな視点からの公費の使途を精査し公平性を確保することが必要であろう。

また、利用者負担の領域のみならず、施設管理のあり方についても検証が必要な時期にあるのではないか。

例えば、広く民間のノウハウを活用し、住民サービスと施設管理における費用対効果を向上させることを目的とした指定管理者制度である。これまで八王子市では、制度の積極的な導入を進めるとともに、モニタリング<sup>5</sup>を充実するなど、民間の力を引き出すための工夫もしてきたところである。しかしながら、本格的な制度導入から4年が過ぎ、当該制度の良い点も悪い点も含めてさまざまな特徴や課題が見えてきたところであろう。

施設の管理方法については、これまでも環境の変化や法改正を契機に積極的な改善を図ってきたところであるが、現状に満足することなく、さらなる施設サービス向上をめざして効果検証を進め、各施設が持つ機能を十分に発揮することができる管理体制へと常に見直していくことが重要であろう。

## 5 おわりに

私たちは、黒須隆一市長から今後八王子市がめざす行財政改革の基本方針について、一昨年(2011年)の12月に諮問を受けた。その内容は、「基礎自治体における行政サービスのあり方」と「地域経営の展開」という、非常に基礎的かつ包括的なテーマである。

行政の目的は、地方自治法に定められた「住民の福祉の増進」を果たすことにある。行財政改革とは、その目的に向けて、単に無駄を省き効率的な行政運営を実現するだけではなく、一人ひとりの市民にとって満足度の高い住みよい社会を実現するために、その時代にふさわしい行政運営へと変えていくことである。市民の価値観や生活様式の変化はもとより、市場経済の動向や将来の人口予測、財政推計などを踏まえ、自治体経営のあり方を最適なものへと見直していくことに他ならない。

国による事業仕分けをはじめ、未だに多くの自治体が削減のみを目的とした行政改革を進めているのに対し、八王子市では平成 12 年の黒須市政の誕生以来、行財政改革の目標を「市のまちづくりビジョンである基本計画・基本構想を実現するための仕組みづくり」として、市民サービスの向上と効果・効率的な行政運営の実現をめざしてきたところである。また、自治体運営を市役所だけが担うのではなく、まちのさまざまな資源と結びつけることによって、さらなるサービスの向上をめざした地域経営改革の理念をいち早く打ち出し、取り組みを進めてきたことは評価に値するものである。

しかし、今日のように、社会経済情勢の大きな転換期にあっては、これまでの取り組みをまちづくりの基本的な考え方として承継するだけにとどまらず、行政の存在意義そのものを原点に立ち返って見つめ直すことも必要である。自治体運営の基本的な視点である、「住民福祉の視点」、「住民自治の視点」、「財務の視点」を踏まえて、「自治のあり方」そのものを考え、新たな時代にふさわしいあるべき姿を導き出していくことが、今、必要になっているのである。その新しい自治の姿を実現するためには、市民一人ひとりが備え持つ市民力を一層発揮させていくことが必要であり、八王子市民には、そうした期待に応え得る力があるものと確信している。

先駆的な取り組みを独自の判断によって進めてきた八王子市のさらなる進化に向け、今回私たちが提言する内容が、全国のリーディングシティをめざすための方向性を発信する一助となれば幸いである。

最後に、本答申は、自治体経営の方向性にも関わるものであり、これまでのような個別事業を対象とした見直し計画だけでは対応できるものではない。市が今後策定を予定している平成 25 年度以降の基本構想、基本計画に反映するなど、本答申がまちづくりの基本方針に活かされ、さらなる進化に向けた取り組みにつながることを切に望むものである。

## 用語解説

### 1 指定管理者（制度）

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のこと。

平成 15 年 6 月の地方自治法改正により、従来の「公の施設の管理委託」制度に変わって新たに取り入れられ、これにより公の施設の管理運営は、民間事業者にも門戸が広がられた。八王子市では、平成 22 年 4 月 1 日現在、904 の施設で制度を導入している。

### 2 財政健全化の度合いを示す 4 つの指標（＝「財政健全化判断比率」）

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために用いる右の表で示す 4 つの財政指標。4 つのうち、地方自治体が自主的かつ計画的に財政健全化を図るための「早期健全化基準」を 1 つでも超過した場合は、議会の承認を経て財政健全化計画を策定し、都道府県知事へ報告することが義務付けられている。八王子市では、19 年度決算から公表しているが、すべての指標で早期健全化基準を大きく下回っており、健全性が示されているといえる。

財政健全化判断比率

	平成20年度 実績	早期健全化 基準
実質赤字比率	-	11.25%
連結実質赤字比率	-	16.25%
実質公債費比率	4.3%	25.00%
将来負担比率	17.7%	350.00%

注：表中の「-」は、収支が黒字のため、数値を算出できないことを示す。  
< 出典：八王子市「財政白書」(平成 20 年度決算) >

実質赤字比率：一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率：実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合

将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

### 3 臨時財政対策債

地方財源の不足に対応するため、普通地方交付税の肩代わりとして、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法 5 条の特例として発行される地方債。その償還経費は、後年度の普通地方交付税に理論的に算入されるが、実質的な赤字補てん借入金であることから、制度創設の平成 13 年度から 20 年度までの 8 年間、八王子市では借入れを行っていない。

### 4 アドプト制度

地域の住民が、公園や道路等の維持活動を行い、市はその支援をする施設管理制度の一つ。身近な施設の清掃や除草などへの活動を通じて、美化意識の向上や愛護心、また、地域コミュニティの形成などの効果が期待される。平成 21 年度末現在、公園アドプトには 18,852 人（206 団体）、道路アドプトには 3,253 人（38 団体）の市民が活動している。

## 5 モニタリング

八王子市が、指定管理者から提供される公共サービスの水準を「監視」「評価」すること。「八王子市指定管理者制度モニタリングガイドライン」によると、利用者満足度調査や期中モニタリング(事業評価)などの7つの手法を効果的に活用して実施し、その結果を公表することで、協定内容の履行を確保し、市民により質の高いサービスの提供を実現するものとされている。

.....

### 出典

- \*1 八王子市「健康福祉の概要」「福祉計画」、東京都「急速に進む高齢化」、内閣府「高齢社会白書」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」





## 第七次行財政改革大綱

---

平成 23 年 3 月発行

発行： 八王子市

編集： 八王子市行政経営部行革推進課

〒192 - 8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話 / 042 - 620 - 7423 ( 直通 )

F A X / 042 - 627 - 5939

E-mail / [b200200@city.hachioji.tokyo.jp](mailto:b200200@city.hachioji.tokyo.jp)

---

